

標準化会議細則 改定内容対照表

改定前（下線部が削除等の変更対象部分）		改定後（下線部が変更した部分）		備考
2 条	標準化会議議長は、前項の要望を受けた場合は、企画戦略委員会による審議を経た上で必要な措置を講ずるものとする。	2 条	<u>2</u> 標準化会議議長は、前項の要望を受けた場合は、企画戦略委員会による審議を経た上で必要な措置を講ずるものとする。	該当部分を第 2 項とする。
3 条	標準化会議の開催は、集会又は電子投票（集会することなく情報通信技術委員会のホームページにアクセスすることにより表決を行う議事の決定方式をいう。	3 条	標準化会議の開催は、集会又は電子投票（集会することなく情報通信技術委員会の <u>ウェブサイト</u> にアクセスすることにより表決を行う議事の決定方式をいう。	誤った用法の語句の訂正。
4 条	標準化会議議長は、集会の方法による標準化会議（以下本節において「会議」という。）を招集する場合は、標準化会議委員に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面（ファクシミリを含む。以下同じ。）又は電子メールをもって、少なくとも会議の日の 1 週間前に通知しなければならない。	4 条	標準化会議議長は、集会の方法による標準化会議（以下、本節において「会議」という。）を招集する場合は、標準化会議委員に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面（ファクシミリを含む。以下同じ。）又は電子メールをもって、少なくとも会議の <u>開催日</u> の 1 週間前に通知しなければならない。	明確化のための語句の訂正。
6 条	会議の議事は、次項各号に掲げるものを除き、出席した標準化会議委員の有効投票権数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	6 条	会議の議事は、次項各号に掲げるものを除き、出席した標準化会議委員の有効投票権数の過半数をもって決し、可否同数のときは、 <u>標準化会議議長</u> の決するところによる。	明確化のための語句の追加。
6 条 2 項	2 次に掲げる事項については、出席した標準化会議委員の有効投票権数の 3 分の 2 以上をもって決する。 (1) 標準の新規制定、改定及び廃止 (2) 標準の解釈の承認 (3) 標準化会議正副議長の推薦者の決定 (4) 中長期標準化戦略	6 条 2 項	2 次に掲げる事項については、出席した標準化会議委員の有効投票権数の 3 分の 2 以上をもって決する。 (1) 標準の新規制定、改定及び廃止 (2) 標準の解釈の承認 (3) 標準化会議正副議長として <u>推薦される者</u> の決定 (4) <u>中期標準化戦略</u>	明確化のための表現の訂正。 実態に合わせた名称の訂正。

7条 4項	4 棄権は、前条の適用においては有効票とはみなされない。	7条 4項	4 棄権は、前条の <u>有効投票権数の集計</u> において有効票とみなさない。	棄権票の取り扱いについて、明確にするために訂正。
8条	やむを得ない理由のため会議に出席できない標準化会議委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席標準化会議委員を代理として表決を委任することができる。 2 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。	8条	やむを得ない理由のため会議に出席できない標準化会議委員は、あらかじめ通知された事項について、<u>書面又は電磁的方法</u>をもって表決し、又は<u>出席する他の標準化会議委員</u>を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の場合において、書面又は電磁的方法による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。	表決の方法として電磁的方法(メールまたは電子投票)を追記。 明確化のため表現を修正。
9条 2項	2 議事録には、議長及び出席した標準化会議委員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。	9条 2項	2 議事録には、 <u>標準化会議議長</u> 及び出席した標準化会議委員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。	
10条	議長は、電子投票の方法による標準化会議を実施する場合は、標準化会議委員に対し、投票の対象となる議案、当該議案の具体的内容を掲示しているホームページのURLアドレス、投票期間及び第13条に定める電子投票管理者の氏名を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも投票期間の初日の1週間前に通知しなければならない。	10条	<u>標準化会議議長</u>は、電子投票の方法による標準化会議(以下本項において「<u>会議</u>」という。)を実施する場合は、標準化会議委員に対し、投票の対象となる議案、当該議案の具体的内容を掲示している<u>ウェブサイトのURLアドレス</u>、投票期間及び第13条に定める電子投票管理者の氏名を記載した書面又は電子メールをもって、<u>少なくとも投票期間の初日の1週間前までに</u>通知しなければならない。	明確化のための語句の追加と表現の変更。 誤った用法の語句の訂正。
11条	電子投票における投票者の本人確認は、あらかじめ議長が指定する方法による。	11条	電子投票における投票者の本人確認は、あらかじめ <u>標準化会議議長</u> が指定する方法による。	明確化のための語句の追加。

15 条	議長は、前条の電子投票記録の提出を受けたときは速やかにこれを査閲し、問題がないと認めた場合は、遅滞なく、次に掲げる事項を第10条第1項の規定により通知されたURLアドレスのホームページに掲載しなければならない。	15 条	<u>標準化会議議長は、前条の電子投票記録の提出を受けたときは速やかにこれを査閲し、問題がないと認めた場合は、遅滞なく、次に掲げる事項を第10条第1項の規定により通知されたURLのウェブサイトに掲載しなければならない。</u>	明確化のための語句の追加。 誤った用法の語句の訂正。
17 条	(企画戦略委員会の運営方法) 第17条 企画戦略委員会は、議長が主宰する。 2 企画戦略委員会の招集は、議長が行う。 3 企画戦略委員会の決定は、標準化会議規程により定められた場合を除いて規程第17条で定められた投票権の過半数の賛成を要する。 4 決定事項は、企画戦略委員会名とする。 5 中長期標準化戦略(案)は、3月末までに標準化会議に諮らなければならない。 6 企画戦略委員会は、集会形式又は電子形式のいずれでも開催することができる。	17 条	(企画戦略委員会の運営方法) 第17条 企画戦略委員会は、 <u>委員長</u> が主宰する。 2 企画戦略委員会の招集は、 <u>委員長</u> が行う。 3 企画戦略委員会の決定は、 <u>標準化会議規程により定められた場合を除いて規程第17条で定められた投票権の過半数の賛成を要する。</u> 4 決定事項は、企画戦略委員会名とする。 4 <u>翌年度の中期標準化戦略(案)は、当年度の3月末までに標準化会議に諮らなければならない。</u> 5 <u>企画戦略委員会は、集会形式、電子形式又はこれらを併用する形式のいずれでも開催することができる。</u>	標準化会議規程17条以外の箇所に定めがないため削除。 企画戦略会議の決定事項は当然に企画戦略委員会名となるため、4項を削除。 明確化のため表現の修正。 高番号の訂正。
		18 条	(<u>専門委員会の新設、統合、分離及び廃止</u>) 第18条 企画戦略委員会は、 <u>専門委員会を新設するときは、当該専門委員会が取組対象とする標準化活動領域を責任範囲(Terms of Reference: ToR)に規定しなければならない。</u> 2 <u>前項の場合において、専門委員会を国際電気通信連合電気通信標準化部門(ITU-T)の研究委員会・課題等の国内審議を担当させるときは、その旨をToRに規定しなければならない。</u> 3 <u>専門委員会のToRに規定された取組対象とする標準化活動領域を変更する場合は、企画戦略委員会の承認を得なければならない。</u> 4 <u>前3項の規定は、専門委員会を統合又は分離する場合に準用する。</u> 5 <u>専門委員会を廃止するときは、企画戦略委員会の承認を得なければならない。</u>	追加した条文。 ・専門委員会の新設、統合、分離及び廃止に関する規定を明記。 ・ToRを規定すること、企画戦略委員会の承認事項となることを明記。 ・アップストリームに関する規定を明記。

18 条	(専門委員会の権能) 第18条 専門委員会の権能は、規程に定められた事項のほか以下のとおりである。 (1) 標準の誤記の訂正 (2) 標準以外のドキュメントの制定 (3) 標準化計画の制定 (4) その他企画戦略委員会が定めた事項。	19 条	(専門委員会の権能) 第19条 規程第19条(2)に定める専門委員会の権能は、次の事項とする。 (1) 標準の誤記の訂正 (2) 標準以外のドキュメントの制定 (3) 標準化計画の制定 (4) 国際電気通信連合電気通信標準化部門 (ITU-T) の研究委員会・課題等の国内審議を担当する場合は、当該研究委員会・課題等への提案及び対処方針案等の策定 (5) その他本細則及び企画戦略委員会が定める事項	・アップストリームに関する規定を明記。
19 条	(専門委員会の運営方法) 第19条 専門委員会は、専門委員長が主宰する。 2 副専門委員長は、専門委員長を補佐し、専門委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。 3 専門委員会は、集会形式又は電子形式のいずれでも開催することができる。	20 条	(専門委員会の運営方法) 第20条 専門委員会は、専門委員長が主宰する。 2 副専門委員長は、専門委員長を補佐し、専門委員長に事故があるとき又は専門委員長が欠けたときはその職務を代行する。 3 専門委員会は、集会形式、電子形式又はこれらを併用する形式のいずれでも開催することができる。	条項番号のみ変更。
20 条	(専門委員会特別委員) 第20条 専門委員会は、標準化活動を推進することを目的に、必要に応じて会員の内外を問わず専門委員会特別委員を任命し、専門委員会に参加させることができる。なお、投票権は有しない。 2 専門委員会特別委員の任期は、1年とする。	21 条	(専門委員会特別委員) 第21条 専門委員会は、標準化活動を推進することを目的に、必要に応じて会員の内外を問わず専門委員会特別委員を任命し、専門委員会に参加させることができる。 2 専門委員会特別委員は、投票権を有しない。 3 専門委員会特別委員の任期は1年以内で定めるものとし、再任を妨げない。	オブザーバについても特別委員として扱うことを配慮し、任期を柔軟に定められるようにする。
		22 条	(サブワーキンググループ(SWG)の設置、統合、分離及び廃止) 第22条 専門委員会は、企画戦略委員会の承認を得て、取組対象とする標準化活動領域のうち特定の領域を取組対象とするサブワーキンググループ(以下「SWG」という。)を設置することができる。 2 専門委員会は、前項の承認を得ようとするときは、SWGが取組対象とする特定の標準化活動領域をそのToRに定め、企画戦略委員会に申請しなければならない。 3 専門委員会は、ToRに規定されたSWGの取組対象とする標準化活動領域を変更する場合は、企画戦略委員会の承認を得なければならない。 4 前3項の規定は、SWGを統合又は分離する場合に準用する。 5 専門委員会がSWGを廃止するときは、企画戦略委員会に報告しなければならない。	追加した条文。 専門委員会の規定に準じた内容として規定。

		23 条	(SWG の権能) 第 2 3 条 SWG は、当該 SWG が設置される専門委員会（以下、「親専門委員会」という。）の権能のうち、当該 SWG の ToR に規定された特定の標準化活動領域に関するものについて権能を有する。ただし、標準の制定等、標準化会議へ提出する案については、SWG が作成した案は親専門委員会で審議し、親専門委員会が標準化会議へ諮らなければならない。 2 親専門委員会は、企画戦略委員会の承認を得て、前項に規定する SWG の権能に変更を加えることができる。	追加した条文。 専門委員会の規定に準じた内容として規定。
		24 条	(SWG の構成、委員及びリーダー等) 第 2 4 条 SWG は、リーダー（サブリーダー等を置くときはサブリーダー等を含む。）及び委員で構成される。2 SWG 委員については、規程第 21 条を準用する。ただし、親専門委員会は、企画戦略委員会の承認を得て、SWG 委員の参加について制限を課すことができる。3 前項の場合において、代表する職員を SWG 委員として参加させた正会員、準会員及び協力会員は、一般社団法人情報通信技術委員会会費規程第 3 条の適用において、親専門委員会に参加しているものとみなす。4 SWG に、リーダー 1 名を置き、必要に応じてサブリーダー 1 名を置くことができるほか、企画戦略委員会の承認を得て、特別の職を置くことができる。5 リーダー及びサブリーダーは、SWG 委員から互選で選任する。選任したときは、速やかに親専門委員会へ報告しなければならない。6 リーダー及びサブリーダーの任期は、親専門委員会の正副専門委員長との任期と同一とし、再任を妨げない。7 SWG は、標準化活動を推進することを目的に、会員の内外を問わず、SWG 特別委員を任命し、SWG に参加させることができる。8 SWG 特別委員の任命、投票権及び任期については、第 2 1 条の規定を準用する。	追加した条文。 専門委員会の規定に準じた内容として規定。
		25 条	(SWG の運営方法) 第 2 5 条 SWG は、リーダーが主宰する。 2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときはその職務を代行する。 3 SWG は、集会形式、電子形式又はこれらを併用する形式のいずれでも開催することができる。	追加した条文。 専門委員会の規定に準じた内容として規定。

		26 条	(アドホックグループ(AHG)の新設、統合、分離及び廃止)第26条 専門委員会は、自らの取組対象である標準化活動領域に関連して、他の専門委員会との間で、標準化活動領域を横断する議論又は情報交換を行うため、企画戦略委員会の承認を得て、特定の横断的領域を取組対象とするアドホックグループ(以下「AHG」という。)を新設することができる。 2 リード専門委員会（AHG の取組対象となる領域を現に主として担当している専門委員会をいう。以下同じ。）は、前項の承認を得ようとするときは、AHG が取組対象とする横断的領域をそのToR に定め、企画戦略委員会に申請しなければならない。 3 ToR に規定された AHG の取組対象とする標準化活動領域を変更する場合は、リード専門委員会が、関連する他の専門委員会による承諾を得て企画戦略委員会に申請し、その承認を得なければならない。 4 前3項の規定は、AHG を統合又は分離する場合に準用する。 5 AHG を次条に定める設置期間の終了前に廃止するときは、企画戦略委員会の承認を得なければならない。	追加した条文。 専門委員会の規定に準じた内容として規定。
		27 条	(AHG の設置期間) 第27条 AHG の設置期間は2年とする。ただし、企画戦略委員会の承認を得て延長することができる。	追加した条文。 専門委員会の規定に準じた内容として規定。
		28 条	(AHG の権能) 第28条 AHG の権能は、設置後のリード専門委員会及び関連する他の専門委員会の権能を含め、企画戦略委員会が決定する。	追加した条文。 専門委員会の規定に準じた内容として規定。

		29 条	(AHG の構成、委員及びリーダー等) 第 29 条 AHG は、リーダー (サブリーダーを置くときはサブリーダーを含む。) 及び委員で構成される。 2 AHG 委員は、リード専門委員会又は関連する他の専門委員会 (これらの SWG 委員を含む。) に代表する職員を参加させている正会員、準会員又は協力会員が、自らを代表する職員として登録した者とする。 3 AHG にリーダー 1 名を置き、必要に応じてサブリーダー 1 名を置くことができる。 4 リーダーは、リード専門委員会より参加している AHG 委員から互選により選任し、サブリーダーは AHG 委員から互選により選任する。選任したときは、速やかに関連する専門委員会へ報告しなければならない。 5 リーダー及びサブリーダーの任期は、設置期間の終了時点までとし、設置期間を延長する場合であっても 2 年を超えないものとする。また、再任を妨げない。 6 AHG は、標準化活動を推進することを目的に、会員の内外を問わず、AHG 特別委員を任命し、AHG に参加させることができる。 7 AHG 特別委員の任命、投票権及び任期については、第 21 条の規定を準用する。	追加した条文。 専門委員会の規定に準じた内容として規定。
		30 条	(AHG の運営方法) 第 30 条 AHG は、リーダーが主宰する。 2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときはその職務を代行する。 3 AHG は、集会形式、電子形式又はこれらを併用する形式のいずれでも開催することができる。	追加した条文。 専門委員会の規定に準じた内容として規定。
21 条	(アドバイザーグループ) 第 21 条 企画戦略委員会委員は、自担当のジャンルの標準化活動を推進するためにアドバイザーグループを設置できる。アドバイザーグループを設置する場合は、以下の事項を企画戦略委員会に報告しなければならない。 (1) 目的 (2) 構成員 (3) 任期 なお、構成員は会員内外を問わないこととする。 2 第 1 項で報告された事項が変更された場合は、速やかに企画戦略委員会に報告しなければならない。 3 構成員は、専門委員会に対していかなる影響も与えてはならない。	31 条	(アドバイザーグループの設置及び廃止) 第 31 条 企画戦略委員会は、<u>規程第 13 条の規定によりアドバイザーグループを設置するとき</u>は、設置の目的、取組対象を ToR に定めなければならない。 2 企画戦略委員会は、アドバイザーグループの取組対象を変更することができる。 3 企画戦略委員会は、アドバイザーグループの設置期間を定めることができる。この場合、期間を延長することを妨げない。 4 企画戦略委員会は、アドバイザーグループを廃止することができる。	構成を専門委員会、SWG、AHG の規定に合わせるため条項を分割して記載。

		<u>32 条</u>	（アドバイザリーグループの権能）第32条 ア <u>ドバイザリーグループは、企画戦略委員会が担当 する業務を推進するため、調査等を行い、企画戦 略委員会に情報を提供し又は助言を行う権能を有 する。2 アドバイザリーグループは、専門委員 会、SWG 又は AHG 等の権能を侵害する活動を行 ってはならない。</u>	追加した条文。 旧 21 条の内容を明 確化して規定。
		<u>33 条</u>	（アドバイザリーグループの構成、構成員及びリ ーダー等） 第33条 アドバイザリーグループは、リーダー （サブリーダーを置くときはサブリーダーを含 む。）及び構成員で構成される。 2 アドバイザリーグループの構成員は、会員内外 を問わず、企画戦略委員会が任命する。 3 アドバイザリーグループの設置期間を定めた ときの構成員の任期は、アドバイザリーグループ の設置期間の終了時点までとする。 4 アドバイザリーグループにリーダー1 名を置 き、必要に応じてサブリーダー1 名を置くことが できる。 5 リーダー及びサブリーダーは、構成員から互 選により選任する。選任したときは、速やかに企 画戦略委員会へ報告しなければならない。	追加した条文。 旧 21 条の内容を明 確化して規定。
22 条	第22条 標準化会議は、標準の制定、改定又は廃止を行っ たときは、その内容を評議会及び理事会に送付す るものとする。	<u>34 条</u>	第34条 標準化会議は、標準の制定、改定又は廃止を行っ たときは、その内容を評議会及び理事会に送付す るものとする。	条番号の修正。 理事会への送付を削 除。
23 条	第23条 この細則で定めるものを除き、標準化会議の運営 に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、企 画戦略委員会が定める。	<u>35 条</u>	第35条 この細則で定めるものを除き、標準化会議の運営 に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、企 画戦略委員会が定める。	条番号の修正。
		<u>附則</u>	<u>附 則</u> この細則は、令和7年X月X日から施行する。	標準化会議での承認 後の日付を記載する 予定。

以上